

鳥取市ひとり親家庭の児童の小学校及び中学校入学支度金支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月21日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市規則第10号

鳥取市ひとり親家庭の児童の小学校及び中学校入学支度金支給規則の一部を改正する規則

鳥取市ひとり親家庭の児童の小学校及び中学校入学支度金支給規則（昭和50年鳥取市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「生活保護法(昭和25年法律第144号)による入学準備金の支給対象者及び前々年分の所得税において納付すべき額がある者」を「次に掲げる者」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による入学準備金の支給対象者
- (2) 前年分及び前々年分いずれの所得税においても納付すべき額がある者

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。